

平成26年度 第2回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成26年8月19日(火) 13:30~15:00
会 場	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長 長田 貴 委 員 長澤 豊・竹田 千里・船橋 久郎・西村 京・神田 信治・ 藤田 光宏・松矢 欣哲・内山 忠一・加納 多恵子・安宅 桂子</p> <p>地域包括支援センター 芦屋市東山手地域包括支援センター 三上 邦江・佐野 晶子 芦屋市西山手地域包括支援センター 川添 昌宏・大前 香織 芦屋市精道地域包括支援センター 針山 大輔・三枝 久見子 芦屋市潮見地域包括支援センター 田中 喜代子・大島 眞由美</p> <p>事務局 福祉部介護保険課 奥村 享央・浅野 理恵子・廣瀬 香・南 由優 福祉部高齢福祉課 木野 隆 福祉部地域福祉課 長岡 良徳・細井 洋海</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	1人

1 議題

- (1) 平成25年度活動状況報告について
- (2) 平成25年度決算状況報告について
- (3) その他

2 資料

- 資料1 平成25年度芦屋市地域包括支援センター活動状況報告
- 資料2 平成25年度芦屋市地域包括支援センター決算状況報告

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告, 説明し, 委員に意見聴取する。

開 会

1 平成25年度活動状況報告について

「平成25年度地域包括支援センター活動状況報告」について, 事務局, 各地域包括支援センターより説明。

(長田会長)

ただいまの報告内容について, ご質問はありませんか。

(加納委員)

1ページ2の相談延人数で挙げている「その他」の項目は何を指していますか。

(事務局 浅野)

地区のイベントに参加した際に, その場で相談を受けた場合などです。

(精道地域包括支援センター)

FAXや, メールで相談があった場合も「その他」に計上しています。

(加納委員)

4 ページ 5 (3) で、「地区組織育成」という項目の意味は、地域包括支援センターが地域の方を育成するということですか。

(事務局 浅野)

そのとおりです。

(加納委員)

民生委員や福祉推進委員が高齢者のつどいを開催する 30 分前に、介護保険の話を講演してもらえるように依頼したのは、どの項目に計上していますか。

(潮見地域包括支援センター)

「講演会開催」の項目に計上しています。

(西山手地域包括支援センター)

「地区活動」と「講演会開催」の両方で計上しています。

(竹田委員)

「地区組織育成」に関して、この言葉をどう解釈してよいか分かりにくいので、活動の目標としているところをお聞きしたいです。

(事務局 浅野)

「地区組織育成」は、地域から依頼を受けて地域包括支援センターが出向いたものではなく、地域包括支援センターから地域の方に「出前トークを受けてみないか」などの積極的な働きかけをしたものとしています。

(加納委員)

精道地域包括支援センターの訪問回数が、他の 3 地域包括支援センターよりも多いようですが、何か理由はありますか。

(精道地域包括支援センター)

安否確認のために訪問していることが多いです。地域の方と密に接するように心がけています。

(加納委員)

5 ページ 6 の権利擁護業務に関して、虐待対応件数や会議開催数などを見ると、社会福祉協議会や権利擁護支援センターが対応している件数と比較して少なく感じます。もっと権利擁護支援センターとの連携が必要だと感じます。

(事務局 浅野)

権利擁護に関する相談は、権利擁護支援センターがかなりの件数を受けている印象はありますが、権利擁護支援センターと地域包括支援センターが連携して支援しているケースもあります。

(長田会長)

地域包括支援センターは権利擁護支援センターと連携しているのは確かでしょう。地域包括支援センターが権利擁護支援センターとどのように繋がりを持っているか、どこまでの役割を担っているかは、数字のみから判断するのは難しいと思います。

(内山委員)

「地区組織育成」は、具体的にどういうことですか。行政と地域包括支援センターは、この項目に共通した認識がないと、正確な値が出ないと感じます。

(事務局 奥村)

次回までには整理して、報告できるようにします。

(長田会長)

「地区組織育成」について、4 包括の間で共通認識を持っていただきたいと思えます。他にご意見、ご質問はありますか。

(船橋委員)

3 ページ 4 の相談・調整内容で、「介護保険に関すること」の項目に関してお聞きしますが、介護保険制度に関するものが多いですか。

(精道地域包括支援センター)

介護保険を申請したいという相談が多いです。相談の結果、介護保険の申請をしなくても自立して生活できると話され、申請されずに帰られる方もいます。

(船橋委員)

支援センター内で、受けた相談の処理はできていますか。

(精道地域包括支援センター)

はい。相談を受けた翌日に、相談内容を職員間で共有し、担当者を決め、その日のうちに相談者にご連絡するようにしています。

(松矢委員)

2 ページ 3 の相談経路の「サービス提供事業所職員」に関して、一般的にはサービス提供事業所職員の相談先はケアマネジャーであり、地域包括支援センターに相談するというのはあまり考えられませんが、どういう場合に計上していますか。

(西山手地域包括支援センター)

サービス提供事業者の職員や、サービス責任者から相談を受けたことがあります。虐待に関する相談を事業所内でも、聞き入れてもらえないという事情があるようでした。その場合は仲介する形で支援し、包括的・継続的ケアマネジメント支援に繋がっているものもあります。

(精道地域包括支援センター)

高齢者一般施策サービスを利用している方にはケアマネジャーがついていないので、そのような場合も計上しています。また虐待対応ケースで、細かい事柄について直接事業所とやりとりする場合も、この項目に計上しています。

(松矢委員)

4 包括の間でどの項目で計上するか、共通認識を持っていただけたらと思います。

(長田会長)

同じく相談経路の項目に関して質問ですが、「関係機関・行政」の項目で、この関係機関には社会福祉協議会は含まれますか。含まれるならば、民生委員や福祉推進委員は社会福祉協議会の一員ですが、「民生委員・福祉推進委員」の項目もあります。では、関係機関の、民生委員から相談があったとすれば、計上はどのようにしていますか。また、4 包括で統一されていますか。

(事務局 浅野)

民生委員や福祉推進委員から直接相談があれば、それは「民生委員・福祉推進委員」で計上しています。例えば、社会福祉協議会の職員でも、権利擁護支援センターの立場で相談された場合は、「権利擁護関係機関」で計上しています。

(長田会長)

分かりました。

3 ページの 4 の「複合支援」の定義について、共通認識はできていますか。例えば、家族関係の問題と介護関係の問題という多問題に関して支援を要するのか、高齢者分野と障がい分野といった多分野で支援を要するのか、解釈は統一されていますか。

(精道地域包括支援センター)

1つの世帯に支援を必要としている方が複数いるという、多分野で支援を要する場合として、共通認識を持っています。

(長田会長)

それは、「高齢者以外の人に関すること」の項目と重複はしていませんか。
(精道地域包括支援センター)

「高齢者以外の人に関すること」では、65歳未満で、加齢に伴う疾病や障がいに基づいた生活機能障害のある方への支援に関して計上しています。このような方々は、障がいの専門家よりも、高齢者の専門家から支援を受ける方がいいだろうという判断のもとに相談に来られています。4包括の間でも、この項目の計上には共通認識を持っています。

(長田会長)

6 ページ 7③地域ネットワークづくりを、フォーマルとインフォーマルに分けて記載していますが、これは、4 ページ 5 (3) の介護予防一般高齢者施策の「地区組織育成」と、重複して計上している可能性はありませんか。

(精道地域包括支援センター)

重複している可能性はあります。

(長田会長)

この計上のしかたについても、4 包括で共通認識を持っていただきたいと思います。他に質問はありますか。

(松矢委員)

5 ページ (2) で、高齢者虐待関連会議開催数のうち、個別ケース会議数に関して、西山手、東山手が、潮見、精道と比較して極端に少ないのはなぜでしょうか。

(西山手地域包括支援センター)

コアメンバー会議を開催しても、被虐待者の入院などによって、個別ケース会議を開催するに至らないことがあります。また、個別ケース会議は、コアメンバー会議で決まった支援方針が大きく変わるときに開催するものなので、開催の必要がある状況ではなかったことが一因と考えます。

(精道地域包括支援センター)

補足です。5 ページ (1) ～ (3) は、市が数えた数値なので、各包括で計上漏れがあることはありません。

(長田会長)

他に質問はありますか。

(神田委員)

6 ページ 7②相談対応述べ件数で、「ケアプラン作成について」との項目がありますが、どのような相談がありますか。

(精道地域包括支援センター)

1例としては、退院して在宅でのサービスを必要とする方が、家族の拒否によって適切なサービスを利用できない状況だったので、家族との面談や、サービス内容の説明を重ねて、サービス利用に至りました。

(東山手地域包括支援センター)

市内で、ケアマネジャー単独配置事業所の新人ケアマネジャーが、訪問看護を導入する際のケアプラン作成や導入方法が分からないとの相談に来られたので、ケアプラン作成を一緒に行いました。また、被害妄想がある方や、認知症で近隣トラブルがある方についてケアマネジャーが相談に来られ、ケアプラン見直し等の支援を行ったことがあります。

(西山手地域包括支援センター)

ケアマネジャーから相談のあった当初は、ケアプラン作成とは別のことでの相談でしたが、結果として、ケアプランに医療に関する記載も必要では、と助言するなど、

助言することが多いです。

(潮見地域包括支援センター)

LSA からの情報提供が多く、そこからケアマネジャーに繋ぐ際に、会議の場を持ち、助言を行ったり、支援方法をみんなで考えるということがあります。また、ケアマネジャーから、認知症の方が近隣住民ともめている場合にどう対応したらよいかといった相談があります。

(神田委員)

ケアマネジャーの単独配置の事業所が多いか、また事業所内でのバックアップ体制があるかという点ではどうでしょうか。

(西山手地域包括支援センター)

西山手においては、ケアマネジャーが事業所の管理者と同席して相談に来られる場合もありますが、事業所内での検討が十分なされないうちに相談に来られたような印象を受けることはあります。

(長田会長)

この項目においても、どういったことを含めているかは、4 包括の間で違いがあるように思います。相談の入口はケアプランの相談でも、実際はケアマネジャーのスキルが課題であったということもあるので、重ねて言うことになりますが、各項目の解釈を、4 包括で共通認識した上で計上すれば、課題も明確になると思います。

2 平成25年度決算状況報告について

「平成25年度芦屋市地域包括支援センター決算状況報告」について、事務局より説明
(長田会長)

ただいまの説明にご意見、ご質問はありますか。無いようですので、今後も発展的に事業の運営に取り組んでいただきたいと思います。

3 その他

(事務局 奥村)

次回は11月頃の開催を考えています。内容は、平成26年度上半期の活動状況報告です。

(長田会長)

予定されていた議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉会